

佐藤製薬株式会社 人権方針

1. 基本的な考え方

佐藤製薬株式会社（以下、当社）は、「佐藤製薬企業行動憲章」に掲げるとおり、法令の遵守と高い倫理観をもって企業活動を推進します。当社は、すべてのステークホルダーの人権を尊重することが事業活動の基盤であり、持続可能な企業価値向上に不可欠であると認識しています。

本方針は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、国際人権章典、国際労働機関（ILO）の中核的労働基準および OECD 多国籍企業行動指針などの国際規範を参照し、人権の尊重に向けた当社の姿勢を明確にするものです。

2. 適用範囲

本方針は、当社の役員・従業員すべてに適用します。また、当社の事業活動に関わる取引先、委託先、サプライヤー等に対して、本方針への理解と支持を求めるとともに、人権尊重の取り組みを協働して推進します。

3. 人権尊重の基本原則

当社は、国際的に認められた人権を尊重し、特に以下の事項に関して、人権を侵害する行為を容認しません。

(1) 差別の禁止

人種、国籍、性別、年齢、障がい、性的指向・性自認、宗教、社会的身分、雇用形態など、いかなる要因に基づく差別も行いません。

(2) ハラスメントの禁止

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等、個人の尊厳を損なうあらゆる嫌がらせを禁止します。

(3) 安全で健康的な職場環境の確保

製薬企業として求められる高い品質・安全基準を遵守するとともに、従業員および関係者の健康・安全の確保に努めます。

(4) 強制労働・児童労働の排除

法令および国際基準に従い、いかなる形態の強制労働・児童労働にも加担しません。

(5) プライバシーと個人情報の保護

消費者、患者、医療関係者、従業員等の個人情報を厳格に扱い、適切に管理します。

4. 製薬企業としての人権尊重

当社は、患者・生活者・医療関係者の人権を尊重し、安全性・品質・有効性に配慮した製品・サービスの提供、適正かつ分かりやすい情報提供、医薬品へのアクセス向上に努めます。

5. バリューチェーンにおける責任

研究開発、製造、流通、販売などすべての事業活動において、人権への負の影響が生じないよう取り組みます。特に、サプライチェーンにおける人権リスクの把握と適切な管理を推進します。

6. 人権デュー・デリジェンス

当社は、事業活動に伴う人権への負の影響を特定・評価し、防止・軽減に取り組むとともに、その実効性を確認し、必要に応じて取り組みを見直します。また、必要に応じて改善措置を講じます。

7. 救済措置

当社の活動が人権侵害に関与した、または関与した可能性がある場合、適切な救済措置を講じます。従業員や関係者が安心して声を上げられる相談窓口を設置し、相談者・通報者の秘密を保護するとともに、報告者への不利益取扱いを行いません。確認された課題については、是正措置および再発防止に取り組みます。

8. 教育・啓発

役員・従業員が人権尊重の重要性を理解し、行動できるよう、継続的な教育や研修を実施します。

9. ステークホルダーとの対話

人権に関する課題の解決に向け、従業員、取引先、地域社会などステークホルダーとの対話を重視し、透明性の高い企業活動を行います。

10. 開示

本方針に基づく取り組み状況について、適宜適切な方法で開示します。

11. 改定

社会環境や国際規範の変化を踏まえ、本方針は必要に応じて見直しを行います。

制定日：2026年7月1日